

発議第 22 号

福祉・保育労働者の処遇改善・人材育成に関する意見書(案)の提出について

福祉・保育労働者の処遇改善・人材育成に関する意見書(案)を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 12 月 25 日提出

提出者	伊賀市議会議員
	前田 孝也
	生中 正嗣
	中井 洸一
	馬場 登代光
	森永 勝二

記

## 福祉・保育労働者の処遇改善・人材育成に関する意見書(案)

保育園・障害者施設・高齢者施設など、こどもや高齢者、障害者などを支える福祉施設の重要性が高まっている。その施設の増設も急がれるが、同時に、福祉を支える労働者の確保と定着が求められている。福祉・保育は、住民の暮らしを支え、「人権」を保障する仕事であるにもかかわらず、低賃金、少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態、持ち帰り残業などが慢性化している。そのため、離職者が多く、求職者も少ない実態である。

2008年には「介護従事者等の処遇に関する法」が成立し、2009年から国庫負担金での「処遇改善交付金(障害は補助金)」が各施設の直接処遇職員の賃金・労働条件改善のために支給された。しかし、政権が約束した「介護職員の月額4万円賃上げ」には至らないまま、交付金は2012年度の報酬改定で報酬の加算に組み込まれた。福祉職場での賃金・労働条件の改善は、現在でも進んでいないにもかかわらず、3年後には報酬の加算ではなく報酬本体に組み込むとされており、これではむしろ悪化するのが必至である。

また、保育所においても、この度の「子ども・子育て関連3法」の国会審議の中で、保育士の処遇の低さが問題として取り上げられ、改善の必要性については一致する状況になっている。しかし、新しい法律の中では、保育士の処遇改善は3000億円程度しか予定されておらず、具体化も示されておらず全く不十分である。

今、国は福祉に関わる諸政策は、「自立」、「共助」として「自己責任」を前面に押し出し、利用抑制を進めているが、福祉は憲法25条に基づく国民の権利として保障され、誰もが安心して生きていけるよう更に充実すべきである。そして、その権利の直接の担い手である福祉・保育労働者が、生き生きと働き続けられ積み重ねた専門性を発揮できるよう、国の責任による賃金・労働条件の大幅な改善が必要である。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、社会保障・社会福祉に関わる政策は、「自助」、「共助」として利用抑制するのではなく、憲法25条に基づく国民の権利として保障し拡充すること。
- 2、保育所、高齢者施設、障がい児・者施設、児童養護施設など社会福祉施設・事業で働く職員の賃金・労働条件を、国の責任で大幅に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月25日

三重県伊賀市議会

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛

発議第 23 号

防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書（案）の提出について

防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 24 年 12 月 25 日提出

提出者	伊賀市議会議員
	渡久山カナエ
	生中 正嗣
	中井 洸一
	中盛 汀
	前田 孝也
	馬場 登代光

記

## 防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書(案)

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震や、近年、度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など、わが国に現存する社会資本の安定性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、効率的な維持管理手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月25日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣(防災) 宛